

民間給与との比較
約11,800民間事業所の約45万人の個人別給与を調査(完了率83.2%)
○月例給公務と民間の4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較
○一時金昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

[実施時期] 2022年4月1日

給与改定の内容と考え方
月例給
民間企業における初任給の動向等をふまえ、総合職試験および一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引き上げ。これをふまえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善がおこるよう、30歳台半ばまで年齢を同じくする者同士を比較

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備
一時金
民間の支給状況に見合うよう引き上げ4,300円分
↓4,400円分

一部を勤勉手当に配分。その分を用いて上位の成績区分に係る原資を確保を示す。施策を講ずることで改定

川原さんは「栄養教員が学んできたことの一つは仲間との『連帯』。その支えは栄養職員同士、分会、支

川原芳和さん
川原さんは「栄養教員が学んできたことの一つは仲間との『連帯』。その支えは栄養職員同士、分会、支

民間給与との比較

給与改定の内容と考え方

一般的の職員の場合の支給月数

	6月期	12月期
22年度	期末手当 1.20月(支給済み)	1.20月(改訂なし)
	勤勉手当 0.95月(支給済み)	1.05月(現行0.95月)
23年度 以降	期末手当 1.20月	1.20月
	勤勉手当 1.00月	1.00月

参加者アンケートより

・様々な市町のとりくみを教えていただき、また自分

員集合で7つの場所へいざ出発!』と題して、「A.防災」「B.アート」「C.アイスピレイク」「D.サイエンス」「E.ボッチャ」「F.カレンダー」「G. S DGs」の7講座に分かれ

て、参加型の体験学習・体験活動をおこなった。(別号にて、参加者の感想を掲載予定)

▶二日目 分科会D班・サイエンスのよう

給与勧告制度の基本的な考え方(人事院)

- ・勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に機率で給与を確保する能率で、給与を維持する行政運営の基盤
- ・公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して定めることが最も合理的

22年人事院勧告

勧告・報告のポイント

① 民間給与との921円(0.23%)を埋めるため、初任給および若年層の俸給月額を引き上げ

② 一時金を引き上げ(0.10月分)、民間の支給状況等をふまえ勤勉手当に配分

3年ぶりに月例給、一時金ともに引き上げ!!



発行所 神戸市中央区中山手通4丁目10-8
兵庫県教職員組合
発行人 兵庫県教職員組合
代表者 戸卓也 健
編集人 森小林
電話 050(3538)2346
1部15円 年定価360円
(組合員の購読料は組合費の中に含む)

2022/8·15
No.2053

第61回養護教員部サマーセミナー
専門部三役より 障害児教育部

第33回栄養教員部 夏季学習会



青年部マーチパレード

つくりあがめよ むかまとのえん(縁・円・恋)
カンカン行こうぜ リモートからリアルまで



員集合で7つの場所へいざ出発!』と題して、「A.防災」「B.アート」「C.アイスピレイク」「D.サイエンス」「E.ボッチャ」「F.カレンダー」「G. S DGs」の7講座に分かれ

て、参加型の体験学習・体験活動をおこなった。(別号にて、参加者の感想を掲載予定)

▶二日目 分科会D班・サイエンスのよう

障害児教育部では、国連「障害者権利条約」が定められる障害者の教育を受ける権利は、「分離した場ではなく障害のない仲間とともに学ぶインクルーシブ教育で保障される」ことを基本にとりくみをすすめています。私たちは、障害が本にあるのではなく、周囲にあります。

22年度 専門部三役より 障害児教育部

とりくみの重点課題

あるという「社会モデル」でとらえ、障害のある子もない子も「ともに」学ぶインクルーシブ教育をすすめいかなければならぬと考えています。しかし、文科省は「特別支援教育」をすすめるとして、障害のある子の「一人でできる力」を伸ばすことを前提に、いわゆる「医学モデル」の観点からの「分離・別学」を推進しています。今、学校現場の教職員がすべきことは、障害のある子どもたちにインクルーシブ教育を受ける権利を保障することです。いつしょに生活していれば、必ず学びが生まれ、それが社会へとつながっていきます。私たちは、すべての学校で障害のある子も「ともに生き・ともに学ぶ」共生・共学校づくりをめざしてとりくみをすすめます。

今年度、障害児教育部長と日教組障害児教育部の副部長をさせていただきまして、私は、組合運動の中で障害のある子どもも障害のない子どもも「ともに生き・ともに学ぶ」共生・共学校や特別支援学級でその障害を克服するためには、力をつけるかしか学んだ。大学では、特別支援学部の「共生・共学」の意味がまったく理解できません。しかし、兵教組の先輩から「障害のある子どもを教えることは差別だ」と教えられ、自分自身の価値観



谷口吉一部長（西宮）

今年度、障害児教育部長と日教組障害児教育部の副部長をさせていただきまして、私は、組合運動の中で障害のある子どもも障害のない子どもも「ともに生き・ともに学ぶ」共生・共学校や特別支援学級でその障害を克服するためには、力をつけるかしか学んだ。大学では、特別支援学部の「共生・共学」の意味がまったく理解できません。しかし、兵教組の先輩から「障害のある子どもを教えることは差別だ」と教えられ、自分自身の価値観

が一変し、障害の有無で子どもをわけていた自分こそが差別者だったと自覚しました。ただ、学校現場を見渡すと少子化で子どもの数が減少しているにも関わらず、支援学校・支援学級在籍者が急増しています。また、「眞の共生・共学」には程遠いかもしれません。しかし、文部科学省は「特別支援教育」をすすめるとして、障害のある子の「一人でできる力」を伸ばすこと

を考えています。しかし、文科省は「特別支援教育」をすすめるとして、障害のある子の「一人でできる力」を伸ばすことを前提に、いわゆる「医学モデル」の観点からの「分離・別学」を推進しています。今、学校現場の教職員がすべきことは、障害のある子どもたちにインクルーシブな教育を受ける権利を保障することです。いつしょに生活していれば、必ず学びが生まれ、それが社会へとつながっていきます。私たちは、すべての学校で障害のある子も「ともに生き・ともに学ぶ」共生・共学校づくりをめざしてとりくみをすすめます。



澤田孝幸副部長（姫路）

今年度、副部長をさせていただきました。私は、組合運動の中で障害のある子どもも障害のない子どもも「ともに生き・ともに学ぶ」共生・共学校や特別支援学級でその障害を克服するためには、力をつけるかしか学んだ。大学では、特別支援学部の「共生・共学」の意味がまったく理解できません。しかし、兵教組の先輩から「障害のある子どもを教えることは差別だ」と教えられ、自分自身の価値観



鈴木綾子副部長（赤穂）

今年度、副部長をさせていただきました。私は、組合運動の中で障害のある子どもも障害のない子どもも「ともに生き・ともに学ぶ」共生・共学校や特別支援学級でその障害を克服するためには、力をつけるかしか学んだ。大学では、特別支援学部の「共生・共学」の意味がまったく理解できません。しかし、兵教組の先輩から「障害のある子どもを教えることは差別だ」と教えられ、自分自身の価値観



神矢典幸副部長（豊岡）

今年度、副部長をさせていただきました。私は、組合運動の中で障害のある子どもも障害のない子どもも「ともに生き・ともに学ぶ」共生・共学校や特別支援学級でその障害を克服するためには、力をつけるかしか学んだ。大学では、特別支援学部の「共生・共学」の意味がまったく理解できません。しかし、兵教組の先輩から「障害のある子どもを教えることは差別だ」と教えられ、自分自身の価値観

持ち家の方も、賃貸の方も、家財契約があるか確認しましょう！

家財の備えも 重要です！

たとえば
落雷で家電が
壊れてしまったら…
※建物には損害がなく、家財のみ
損害があった場合

家財契約があると
火災共済から

契約合計口数 × 1,000 円
または
実際の損害額
いずれか少ない額が
支払われます。

家財契約がないと
補償はありません。

ご契約にあたっては必ずパンフレットおよび重要事項等説明書（契約概要・注意喚起情報）をご覧いただき、制度内容をご確認ください。

第61回養護教員部サマーセミナー



中央情勢報告

安村さんは「感染症のことを学習することは人権のことを考えることであり、人権のことを考えるということは自分の生活を振り返ること」。



また、雇用と年金の接続が、○参加者感想より

・日教組の活動内容についてわかつていなかつた部分があつたので、日頃から養護教員のためにご尽力いたり、今の養護教員の地位・権利があることがわかつた



参加者アンケートより

【第1分科会】
・共同研究者の西村先生の「命を守ることは平和を守ること」を保健室経営に生かしていくといったいと思つた
・対面でのセッションは、改めて気づきと学びの場であると感じた
【第2分科会】
・アフレルギー対応は養護教

【第3分科会】
・他地域組合の先生と交流ができるよかつた。「人とひとつのつながり」の大切さと仲間がいることの心強さを感じた
・各地域組合の現場実態を聞くことができ、「自分でできよかつたことができよかつた」と語った
・諸先輩方がコツコツと地道な活動を重ねてくださり、今の養護教員の地位・権利があることがわかつた

員が中心になり、他の教職員とも連携しながら安全に実施するために尽力されて

いることが伝わってきた
・ICTについて、まだついていていないところがあり、今後学校で導入する上でどのように使用すべきかわかり、大変勉強になつた

▲第1分科会の様子

分科会

分科会では、第1分科会「子どもの悩みや問題点について」「第2分科会「子どもの健康権の確立について」「第3分科会「養護教員部運動の強化発展のためのテーマで報告と討議がおこなわれた。その後、3つの

火災共済・ 自然災害共済

住宅災害等給付金付火災共済

自然災害共済

※自然災害共済は単独ではご契約いただけません。
火災共済と同口数でのセット契約となります。

〈資料請求・お問い合わせは〉
教職員共済生活協同組合
兵庫県事業所

〒650-0004
神戸市中央区中山手通4丁目
10-8 ラッセホール4F

電話 (078) 221-9730
FAX (078) 221-1199

お見積りも
WEBで
カンタン！
<https://www.kyousyoukuin.or.jp/>

承 20-56-04 (2007)